個人情報等および医療機関・衛生検査所等の法人機密情報保護に関する説明文章

本説明文章は、臨地実習のカリキュラムとして行われる医療機関・衛生検査所等における実習・研修・見学（以下「臨地実習等」という）において実習生が守るべき事項のうち、特に臨地実習等の誠実な履行、臨地実習等に関連して実習生が取得した個人情報、秘密およびプライバシー（以下、「個人情報等」という）の保護、医療機関・登録衛生検査所等の法人機密情報の保護に関するものである。

1. 個人情報等

１）「個人情報の保護に関する法律」において、個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することが出来るもの（他の情報と容易に照合することが出来、それにより特定の個人を識別することが出来ることとなるものを含む）をいう。

２）個人情報等には以下の情報などが含まれる。

（１）特定の患者あるいはその関係者が識別できる情報

　　　（カルテ情報、検査データ、処方箋などを含む）

（２）実習先医療機関・衛生検査所等の特定の職員あるいはその関係者が識別できる情報

（３）特定の各学生が識別できる情報

1. 個人情報等の適正管理

１）実習生は、個人情報の保護に関する法律、各養成施設が定める個人情報保護規程、および実習先医療機関・登録衛生検査所等の定める個人情報保護規程・機密保護規程等を順守し個人情報を適正に管理する。

　２）個人情報等を記録した文書、パソコン、記憶媒体などが紛失あるいは盗難にあわないように最大限配慮し注意する。

３）以下に掲げる行為は個人情報等の適正管理を妨げるものであり、実習生はこれらの行為を行ってはならない。

（１）個人情報等を、実習施設の許可なしに使用すること。

（２）実習施設の文書による許可なく個人情報等を第三者に提供すること。

（３）個人情報等を実習施設の許可なしに複製・複写すること。

（４）個人情報等を、実習施設の許可なしに、実習施設の指定した場所以外に持ち出しすること。

（５）個人情報等を実習施設の許可なしに廃棄すること。

（６）個人情報等を実習施設の許可なしに、私用パソコンで取り扱うこと。

（７）個人情報等を、ファイル交換ソフトを入れたパソコンで取り扱うこと。

（８）個人情報等を、離席時あるいは退出時に、机上等に放置すること。

４）実習終了時に、実習施設の指示に従い、実習期間中に取得した個人情報等およびその複製物・複写物のすべてを返還または廃棄しなければならない。

1. 実習生は、臨地実習等の終了後においても、個人情報等の保護義務を負う。
2. 医療機関・衛生検査所等の法人機密の保護

１）本文書の「医療機関・衛生検査所等の法人機密情報」とは、以下の情報をいう。

（１）実習先医療機関・衛生検査所等の経営および事業運営に関する情報で公知でないもの

（２）公知であっても、第三者に提供されることによって実習先医療機関・衛生検査所等の権利・利益が損なわれる恐れのある情報。

2）以下は本文書の医療機関・衛生検査所等の法人機密文書ではない。

（１）情報取得時に既に公知であったもの

（２）情報取得後に、実習生の責によらず公知となった情報

（３）情報取得時に既に実習生が保有していた情報

（４）正当な権限を有する第三者から秘密保護義務を負わずに入手した情報

（５）法令その他に基づき公的機関等により開示を要求された情報

実習生は、医療機関・衛生検査所等における臨地実習等において、法人機密情報の保護義務を負う。法人機密情報の適正管理については、前項の個人情報等の適正管理に準じる。

1. 周知徹底の義務

養成校は実習生に対し、個人情報および法人機密情報の保護義務を履行するために、個人情報等および法人機密情報の取り扱いについて周知徹底しなければならない。

1. 誓約書の提出

実習生は、以上の条項を理解したうえで、これを順守する証として、「医療機関・衛生検査所等における臨地実習等の誠実な履行ならびに個人情報の保護に関する誓約書」を提出しなければならない。